



## 【今月報告の事故】

### ○団体傷害保険関係事故

#### ・死亡事故及び入院180日以上の重篤事故

該当事故の報告はありませんでした。

#### ・30日以上の入院事故

該当事故の報告はありませんでした。

### ○労働災害

#### ・休業日数4日以上の負傷事故

該当事故の報告はありませんでした。

### ○派遣事業に係る損害賠償責任事故

該当事故の報告はありませんでした。

今年度に入ってから報告される事故の件数は少なくなっておりますが、昨年度から続く怪我や休業が多くあります。

例年事故が多発する第2四半期に向けて安全意識を高め、怪我や休業が発生しないように、長期化しないように作業を行いましょう。

## 【お知らせ】

### ○令和6年度 安全就業推進大会を開催します。

令和6年7月25日(木)に、ワークプラザ岐阜5階大ホールにて安全就業推進大会を開催します。今年度の出席者は各センター4名程度とし、安全就業模範会員表彰を執り行ったのち、交通安全に関する内容と労働災害の防止に関する内容の講話を予定しております。

6月中に通知を送らせていただきますので、開催要領等をご確認のうえ、新連合システム内イベント管理にて出席報告をお願いいたします。

職員、会員の皆様のご参加をお待ちしております。

### ○労災事故で病院にかかる際は健康保険証を使用しないでください。

労働災害における傷病について病院にかかる際は、健康保険証を使用してはいけなことが定められております。

健康保険証を使用した場合、全額負担へ切り替えるために保険団体と手続きを進める必要があります。それにより、病院から労働基準監督署への労災様式の提出が遅れたり、労働基準監督署の審査が遅れたりなど、手間と時間を要することになり、治療費の給付が遅れる要因にもなります。

労働災害における傷病について病院に係る際は、必ず「就業中の事故である」旨を申し出たうえで、健康保険証を使用しないように徹底してください。

また、派遣の通勤途上の事故の場合も、健康保険証は使用しないでください。

通勤途上の交通事故の場合は、労災保険を使用するか、車両の任意保険を使用するかを選択することができます。

両方の保険を使用する事は出来ませんが、労災保険の補償の範囲である傷病に関する内容については、重複して請求することができません。

いずれの場合においても健康保険証を使用することはできませんので、必ず「通勤途上の事故である」旨を申し出たうえで病院にかかっいただきますようお願いいたします。

- ・30日以上入院事故、または重篤事故(180日以上入院事故または死亡事故)が発生した場合は、まずは電話等で連合会へ報告をお願いいたします。
- ・労働災害が発生した場合は、早急に連合会へ電話をお願いいたします。

#### ——— 今月の短歌 ———

楽は短 辛は長だと 定義する  
相対性が 歪ます現

